

特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案要綱

一 特定秘密の保護に関する法律等の廃止

次に掲げる法律は、廃止すること。

- ① 特定秘密の保護に関する法律
- ② 国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）

（第一条関係）

二 国会職員法の一部改正

両議院の議長が協議して定める国会職員等についての適性評価の実施に関する規定を削ること。

（第二条関係）

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。 （附則第一項関係）
- 2 所要の規定の整理を行うこと。 （附則第二項関係）